

保険医療機関等指導事業費補助金交付要綱

（趣旨）

- 第1条 県は、保険診療等及び保険請求事務等の適正化を図るため、当該目的に資する事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、当該事業年度の予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業、経費）

- 第2条 補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が自主的に実施する保険診療等に資する指導事業とし、また、これに要する経費のうち知事が認めるものを補助対象経費とする。

（補助事業者）

- 第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業者は、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会、及び埼玉県柔道整復師会とする。

（補助額）

- 第4条 補助額は前条の補助対象事業に要する補助対象経費の総額の2分の1以内とし、当該事業年度の予算額を上限とする。

（交付申請書の様式等）

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 第1項に定める申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。また、別に定める暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 4 規則第4条第2項第1号ないし第3号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（計画の変更）

- 第7条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第3号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、様式第4号の変更承認書により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別に定める。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、規則第8条第1項の規定により補助金の申請を取り下げるときは、様式第5号を作成し、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 知事は、規則第9条の規定により交付決定を取り消すときは、様式第6号により補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第7号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

- 2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、別に定める日までとする。
- 3 第1項に定める報告書には、別に定める書類を添付しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第9号の補助金交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号の補助金請求書により請求するものとする。
- 3 知事は、補助金請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(証拠書類の整備保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から、5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 「国民健康保険療養担当者指導費補助金交付要綱」(昭和48年4月1日施行)及び「国民健康保険柔道整復師指導費補助金交付要綱」(昭和60年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、平成20年7月3日から施行する。
- 7 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 8 この要綱は、平成25年7月1日から適用する。
- 9 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 10 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 11 この要綱は、令和4年8月23日から適用する。
- 12 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。